

平成21年12月4日から銃刀法が変わりました

1 更新申請期間の短縮

有効期間が満了する

2か月前から1か月前までの間

に更新申請しなければなりません。

2 認知機能検査の導入



75歳以上の方は

認知機能検査を受ける必要があります。

対象者	新規: 申請日が75歳以上
	更新: 有効期間が満了する日に75歳以上
実施期間	新規: 許可申請書を提出した日以後
	更新: 有効期間が満了する 2か月前から1か月前までの間
申込み・ 検査場所	住所地を管轄する警察署
検査料	650円
検査時間	30～40分
検査の免除	実施期間内に運転免許更新時の予備検査を受けた人

3 技能講習の導入



新規許可や更新の際は、
技能講習を修了する必要があります。

対象者	散弾銃、ライフル銃の所持者
実施期間	新規申請の前、更新申請の前
申込み	住所地を管轄する警察署
講習場所	教習射撃場
講習料	12,300円
講習時間	約2時間
講習内容	座学講習及び考査(実射)

※ 経過措置により、免除規定があります。

4 年少者による空気銃の所持の制限

14歳以上18歳未満の方は、公安委員会の認定を受けなければなりません。

年少射撃資格認定制度

対象者

国民体育大会の選手またはその候補者として都道府県体育協会から推薦された方

① 年少射撃資格認定のための講習会を受講

② 本人の申請により、公安委員会が資格認定

- ③ 射撃指導員の監督下で射撃が可能
 ※ 射撃指導員が所持する空気銃を使用し、
 年少者自らは所持できません

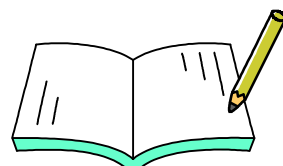
5 欠格事由の追加と欠格期間の延長

新しく欠格事由が追加されました。

新たに追加された主な欠格事由

- | |
|--|
| ① 破産手続開始の決定を受けた人 |
| ② 全ての罪について、禁錮以上の刑に処せられた人 |
| ③ ストーカー行為をした、又はストーカー規制法の警告・命令を受けた人 |
| ④ DVで裁判所から保護命令を受けた人 |
| ⑤ 自殺のおそれがある人 |
| ⑥ 人の生命または身体を害する罪(殺人、傷害等)に当たる違法な行為を行った人 |

6 実包の所持状況の記録化



猟銃所持者は、自分が保管している実包について、帳簿に記録することが義務付けられました。

いつ	譲り渡し、譲り受け、実包の保管委託する、保管委託した実包を払い出す、消費、廃棄等、実包の移動があった場合は、その都度記載
----	--

内容	実包の種類、数量、実包移動の年月日、譲渡等の相手方の住所・氏名
帳簿	帳簿の様式は自由ですが、必要事項が記載されていなければなりません。 (詳しくは各警察署生活安全課にお尋ねください)
保存期間	3年間(銃砲検査時に確認します)
罰則	帳簿をつけていないと20万円以下の罰金が科されます。

★ お願い

経験者講習は、猟銃等の有効期間満了日までに必ず受講し、講習修了証明書の有効期間が途切れないうようにしてください。途切れている場合は、更新できないことがあります。

7 申請時の添付書類の追加

申請時に提出しなければならない書類が増えました。これまでの書類の他に

- ・ **診断書**

(精神科、心療内科、神経内科等の専門医による診断書)

- ・ **破産者でないことを証明する書類**

(市町村で発行する身分証明書)



- **欠格者でないことを誓約する書類**
(様式は警察署窓口にあります)
の提出が必要です。

8 手数料の改正

更新申請等の手数料が変わります。(表は主なもの)

追加銃の所持許可申請	6,800円
更新の申請 (許可証の交付を伴う場合)	7,200円

※ その他の手数料額については警察署へお問い合わせください

9 保管設備の確認

銃砲の所持許可又は更新の際に、警察職員が申請者宅に訪問し、直接保管設備の状況を確認させていただきます。